

=お知らせ=

点検整備済みステッカーの価格改定について

点検整備済ステッカーについては、定期点検整備促進運動の一環として『定期点検整備促進対策要綱』に基づき、自動車の適正な点検・整備を通じて、自動車の安全を確保し、公害の防止及び環境の保全を図るため、国土交通省等の指導のもと、定期点検整備を実施した自動車の前面ガラス等に貼付しているところです。

しかしながら、点検整備済ステッカーの仕入れ先である日整連より、原材料価格の高騰に加え、運送費用等の上昇や副資材の調達コスト上昇も続いていることから、価格改定の通知がありました。

当会においても、自助努力だけではコスト増を吸収できない状況となるため、やむを得ず下記のとおり頒布価格の改定を行うことと致します。

何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 価格改定 対象及び実施日

- ・5年点検整備済ステッカー；令和5年4月1日頒布分から
- ・6年点検整備済ステッカー；令和4年11月頒布開始分から

※ 4年点検整備済ステッカーについては価格改定なし

7年点検整備済ステッカー以降についても改定価格にて頒布

2. 価格改定金額

- ・税込38円（現状税込33円⇒38円）

令和4年度 CO・HC測定器定期校正の実施計画について

認証工場を対象とする標記定期校正を、通達に基づき下記により実施致します。

また、該当支部の事業場（認証工場）には追ってご案内いたしますが、あらかじめご承知置き下さい。

支 部	実 施 日	実 施 場 所	時 間
南アルプス南	9月27日(火)	杉下自動車整備工場	9:30～16:00
南アルプス北	10月 5日(水)	(有)堀田自動車工場	9:30～16:00
甲 府 北	令和5年3月 8日(水)	甲府車検センター協業組合	9:30～16:00
甲 府 南	3月 9日(木)	振興会実習場	9:00～16:00
日 下 部	3月15日(水)	振興会実習場	9:00～16:00
市 川	3月23日(木)	振興会実習場	9:00～16:00

令和4年「秋の全国交通安全運動」の実施について

9月21日（水）～30日（金）までの10日間、「秋の全国交通安全運動」が実施されます。つきましては、各事業所におかれましても交通事故防止の徹底が図られますよう、ご協力をお願いします。

◇期間

9月21日（水）～30日（金）までの10日間
交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（金）

◇全国交通安全運動の目的・重点目標

1. 運動の目的

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2. 運動の重点目標

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- (2) 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- (3) 自転車の交通ルール遵守の徹底
- (4) 二輪車の交通事故防止（本県重点）

◇ 運動のスローガン

「守るのは マナーと家族と 君の明日」

自動車点検整備推進運動の実施について

国土交通省より9、10月の2ヶ月間を重点期間として、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開する旨の通知がありましたのでお知らせします。

令和4年度「自動車点検整備推進運動」実施要領 抜粋

【目的】

我が国の自動車保有台数は令和3年12月末現在で8千万台を超えており、国民の生活や経済の発展における役割は、ますます重要なものとなっている。

その一方で、昨年の交通事故による死者数は2,636人、負傷者数は36万人と、依然として多くの方が被害に遭われている状況が続いている。また、今や国産メーカーの製造する乗用車の約9割に衝突被害軽減ブレーキが搭載されるなど先進安全技術を搭載した自動車が急増しているが、搭載されたカメラ・センサーなどの電子制御装置に故障や不具合が発生し、予期せぬ事故やトラブルにつながった事例もある。さらに環境面においても、カーボンニュートラルをはじめとした地球温暖化対策等への配慮が必要な状況である。

このようなことを鑑み、自動車の使用者には自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられて

いるが、それが使用者に十分理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっている。また、大型トラックでは、重大事故につながりうる車輪脱落事故が多発・増加するといった深刻な状況が続いており、大型バスにおいても、少數ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況である。さらに、令和4年4月23日に北海道において、観光船の海難により乗員乗客が行方不明、死亡するという大変痛ましい事故が発生した。自動車運送事業においても、輸送の安全の確保が最大の使命であることを改めて確認し、車両の点検整備を確実に実施することが求められている。

これらを踏まえると、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要である。したがって、「不正改造車を排除する運動」など他の運動等との連携を図った相乗効果をねらいつつ、関係省庁や自動車関係団体等の協力を得て「自動車点検整備推進運動」を実施し、使用者に点検・整備の必要性や重要性を十分理解してもらうための取組を、全国的に展開することとする。

【重点項目】

- (1) 点検・整備の必要性や重要性の啓発（特に10代から30代の若者世代の使用者に重点を置く）
- (2) 大型車の車輪脱落事故防止対策や車両火災事故防止対策の観点を中心に、大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発
- (3) 令和3年10月に新規追加された点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」の確実な実施についての周知・啓発

車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」8月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
（有）アユザワ自動車	127	甲府南	中富自動車整備工場	682	南巨摩北
朝川オートサービス	1158	甲府南	（有）富士自動車	524	東八
東洋モータース（株）	972	甲府北	三富自動車工業	782	日下部
（有）カーサービス五味	1106	甲府北	後藤モータース	509	塩山
山本自動車整備工場	699	韮崎	原自動車整備工場	510	塩山
ヤザキオート	1151	韮崎	塩山オートサービス	550	塩山
井上モータース	355	南アルプス南	塩山車検センター協同組合	987	塩山
早川自動車整備工場	418	南アルプス南	（株）渡文商会	183	岳麓
前沢自動車工業（株）	749	南アルプス北	栄新自動車整備工場	815	岳麓
八田自動車整備工場	760	南アルプス北	三浦自動車	955	岳麓
清水モータース	858	南アルプス北	宝興自動車整備	1008	大月
功刀モータース	213	市川	古久屋自動車	1009	大月
（株）杉野ホンダ販売	324	市川	（株）カネキ自動車	170	都留
（株）稻葉工業	63	南巨摩南	平井自動車整備工場	573	都留
中込モータース	364	南巨摩北	高部自動車整備工場	805	都留

令和4年度下半期整備管理者選任前研修の実施について

標記について、関東運輸局山梨運輸支局長から通知がありましたので、お知らせします。

1. 整備管理者とは

一定台数以上のバス、大型トラック又は事業用自動車を使用する自動車の使用者は、その使用的本拠ごとに、一定の要件を備える「整備管理者」を選任して必要な権限を付与し、自動車の点検・整備及び自動車車庫の管理に関する事項を処理させなければなりません。

2. 整備管理者の選任が必要な自動車使用者

整備管理者の選任が必要な使用の本拠は、次表のとおりです。

事業の種類	自動車の種類	選任が必要となる台数 (使用の本拠ごと)
事業用 (貨物軽自動車運送事業用自動車を除く。)	<input type="radio"/> バス (乗車定員11人以上の自動車) <input type="radio"/> トラック、タクシー (乗車定員10人以下の自動車)	1台以上 5台以上
自家用	<input type="radio"/> バス (乗車定員11人以上の自動車) <input type="radio"/> 大型トラック等 (車両総重量8トン以上)	乗車定員30人以上の自動車の場合は1台以上 乗車定員11人以上29人以下の自動車の場合は2台以上 5台以上
レンタカー	<input type="radio"/> バス (乗車定員11人以上の自動車) <input type="radio"/> 大型トラック等 (車両総重量8トン以上) <input type="radio"/> その他の自動車	1台以上 5台以上 10台以上
貨物軽自動車運送事業用自動車	<input type="radio"/> 軽自動車又は小型二輪自動車	10台以上

3. 実施日

- (第1回) 令和4年 10月18日(火)
- (第2回) 令和4年 10月19日(水)
- (第3回) 令和5年 1月18日(水)
- (第4回) 令和5年 1月19日(木)
- (第5回) 令和5年 2月14日(火)
- (第6回) 令和5年 2月15日(水)
- (第7回) 令和5年 3月 2日(木)

※ 新型コロナウイルスの影響により開催が中止になる可能性があります。

4. 時間（各実施日共通）

受付時間 13：00～13：30 研修時間 13：30～15：40

5. 会場

山梨運輸支局（A棟）2階会議室（定員13名）（山梨県笛吹市石和町唐柏1000-9）

6. 受講対象者

整備管理者として選任を予定されている方。

山梨県在住または在勤の方に限る。

（県内限定の解除をした場合は支局HPでお知らせします。）

また、過去2週間以内に発熱や風邪症状や服薬等がないこと。

※次の条件の方は受講する必要がありません。

・過去に整備管理者選任前研修を受講し修了証を受領した方。

・自動車整備士の資格をお持ちの方。

7. 申込方法

研修実施日の1週間前まで（必着）に「整備管理者選任前研修受講申込書」（山梨運輸支局HP）を作成の上、下記の申込先へFAXして下さい。

（※当日の申し込みは受理できません。）

なお、定員を超えた場合は、受講日変更の通知を致します。

8. 申込先 山梨運輸支局 保安担当 FAX 055-263-1418

(TEL 055-261-0882)

9. 受講料 無料

10. 携行品 ①運転免許証等本人確認ができるもの

②筆記用具

11. その他 ①研修当日は体温測定を行い測定結果及び健康状態を申し出ること。

②研修中はマスク着用をお願いします。

③窓を開放して研修を開催するため熱中症又は防寒対策をお願いします。

④指示に従わない場合は受講をお断りさせて頂く場合があります。

※ 山梨運輸支局ホームページ（整備管理者関係）

http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/s_yamanasi/seibi_about.html